

災害時等における物資の供給協力に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と公益社団法人千葉県LPガス協会（以下「乙」という。）は、地震・風水害その他災害時等に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等に甲と乙が相互に協力して、市民生活の早期安定を図るため、物資の供給等協力に関する事項について定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の優先的な供給を要請することができる。

- （1）千葉市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- （2）その他市長が特に必要と認める場合

（調達物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙又は乙の会員が保有する物資とする。

- （1）別表に掲げる物資
- （2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第4条 第2条による要請は、物資発注書により行うものとする。ただし、物資発注書により要請するいとまがないときは、口頭により要請し、事後、速やかに物資発注書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第5条 乙は、第2条による要請を受けたときは、その要請事項について可能な限り優先して速やかに適切な措置をとるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（物資の引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

- 2 物資は乙が設置し、液化石油ガスの供給に必要な各種点検調査等の安全確認を行い、甲の職員又は甲の指定する者に引渡すものとする。
- 3 乙は、甲に対する物資の引渡しが完了したときは、甲へ物資供給報告書をもって報告するものとする。

(物資の価格)

第7条 物資の価格は、災害発生直前における適正な価格（乙が引渡しのための輸送を行った場合の輸送費や、供給開始時調査、設置費用等を含む。）を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

(対価及び費用の負担)

第8条 甲の要請に基づき乙が供給した物資の対価及び運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

(対価及び費用の支払い)

第9条 前条の規定による対価及び費用は、乙からの請求により甲が支払うものとし、甲は請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに支払うものとする。

(連絡先等確認)

第10条 甲と乙は、この協定に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者等を別途定めるものとする。ただし、内容に変更が生じた場合には、速やかに、相手方に報告するものとする。

(協力事項)

第11条 災害時における物資の供給のほか、甲主催の防災訓練及び啓発活動並びに各種会議に参加するなど、災害応急対策や予防啓発などでの協力した取組みを行うとともに、平常時から物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙いずれからも書面による協定解約の申し出がない限り、その効力を有するものとする。

(失効)

第14条 甲乙（旧「社団法人千葉県エルピーガス協会千葉支部」）間において、平成18年8月31日付けで締結した「災害における応急生活物資等の供給に関する協定」については、本協定の締結をもって失効するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年8月20日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市
千葉市長 神谷俊一

乙 千葉市中央区中央港1丁目13番1号
公益社団法人千葉県LPガス協会
会長 小倉晴夫

【別表】

液化石油ガス
液化石油ガス発電機
液化石油ガスファンヒーター
炊き出しセット
カセットコンロ
カセットコンロ用ガスボンベ